

3-2. 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

平成 5 年 4 月 1 日
条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 144 条の 2 第 8 項の規定に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における法第 143 条第 1 項第 5 号のポスターの掲示場(以下「掲示場」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲示場の設置)

第 2 条 那覇市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙においては、掲示場を設けなければならない。

(掲示場の総数の減少)

第 3 条 委員会は、特別の事情がある場合には、法第 144 条の 2 第 9 項本文の規定により算定した掲示場の総数を減ずることができる。

(委任)

第 4 条 この条例に規定するもののほか、掲示場の設置に関し必要な事項は、委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。